

行政責任論における事例研究の必要性

鏡 圭佑

概要

本稿では行政責任論における理論研究への偏重がもたらす問題を指摘し、その問題を克服するために、事例研究の方針を構想する。行政責任論とは、行政学における一研究領域である。そこでは行政はどのような価値を追求すべきなのか、国民や議会は行政の責任をどのように確保すればよいのかが議論されてきた。

行政責任論の先行研究は、理論研究に偏重している。ここでいう、理論研究とは行政責任論で用いられる概念の比較、整理、洗練を目的とする研究を指す。理論研究への偏重は、行政責任論が行政学において果たす意義に対する認識を低下させてきた。本稿では、こうした事態を望ましくないと考える。

そこで、この問題を解決するために、行政責任論における事例研究という方針を提示する。行政責任論における事例研究とは、行政責任論の概念や考え方をを用いて行政の実態を把握する研究を意味する。本論では、こうした方針に基づく研究によって理論研究への偏重がもたらす問題が解決できることを確認する。さらに、実践例の検討を通じてその方針を具体的に説明する。

本稿には、二つの意義がある。第一の意義は、行政責任論という研究領域全体が抱える理論研究への偏重という傾向を指摘し、それが引き起こす問題を明確にした点にある。第二の意義は、問題を指摘するだけでなく、それを克服するための研究の方針を提示した点に求められる。

1. はじめに

本稿では行政責任論における理論研究への偏重がもたらす問題を指摘し、その問題を克服するための事例研究の方針を提示する。

行政責任論は、行政学における一研究領域である。佐藤竺は、行政責任論では国民が抱く行政に対する価値と行政活動の現実との間にある溝を誰がどのように埋めるべきかが研究されてきたと定義する（佐藤 1983：1）。行政学におけるほとんどの研究領域が実証的な関心をもつことに比べて、行政責任論は行政の規範的な側面に強い関心を持ち続けてきた。行政責任論は 1930 年代のアメリカ行政学において成立し、日本の行政学においても戦後初期から現在までに多くの研究が公表されてきた。

行政責任論における先行研究のほとんどは、理論研究に位置づけられる。ここでいう理論研究とは、行政責任論で用いられる概念の整理、比較、洗練を目的とする研究を意味する。後述のように、先行研究が理論研究に偏重してきたことで、行政学において行政責任論の重要性に対する認識が低下してきた。この研究では行政責任論が有する意義を踏まえ、この認識の低下は問題であると考えられる。

そこで、理論研究への偏重がもたらす問題を解決するために、事例研究が必要であることを説明する。行政責任論における事例研究とは、行政責任論の概念あるいは考え方をを用いて行政活動の実態を考察することを目的とする研究を意味する。この研究では、事例研究が問題をどのように克服するのかを明確にする。さらに、日本の行政改革を対象とした実践例を検討することで、その方針をより具体的に示すことを試みる。

本稿の構成は以下のとおりである。第 2 章で

は、アメリカおよび日本の行政学における行政責任論の確立の過程を概観する。第3章では行政責任論の先行研究が理論研究に偏重していることを示し、それが引き起こす問題を指摘する。第4章では行政責任論における事例研究の方針を提示し、それが問題を克服する方針になることを明確にする。さらに、鏡圭佑による実践例を検討することで、その方針をより具体的に提示したい。

2. 行政責任論の展開

この節では行政責任論の特徴を説明し、その学説史を概観する。具体的には、行政学における行政責任論の特徴を明確にする。そして、アメリカおよび日本の行政学において行政責任論がどのように確立されていったのかを整理する。

2.1 行政責任論の特徴

行政責任論とは、行政学における一研究領域である。行政学は、行政活動の実態の把握あるいは改善に強い関心を有する学問である。行政学の主要な研究対象として、行政の組織、行政が形成し実施する政策、あるいは行政を拘束する制度がある。これらの研究対象の実態がどのようになっているのかを観察し調査することを重ねて行政学は確立してきた。こうした行政学のなかで行政責任論がどのような特徴を有するのかを確認したい。

行政責任論は、行政の責任を考察してきた研究領域である。佐藤の定義を参照にすると、行政責任論では行政が活動において国民あるいは議会が重視する価値をどのように反映させるべきかが考えられてきたといえる(佐藤 1983:1)。上述のように、行政学のほとんどの研究領域では、行政の実態の把握や改善といった実証的な関心に基づいて研究が進められてきた。それに対して、責任という言葉に表されているように、行政責任論には価値あるいは規範的な側面への関心が強いという特徴があると指摘されてきた(西尾隆 1995:268-73)。

行政責任論の中心的な研究テーマとして、行政責任の内容に関する研究と行政責任を確保する方法に関する研究があげられる。行政責任論

の先行研究の多くは、後者のテーマを取り扱ってきた。

第一のテーマとして、行政責任の内容に関する研究がある。このテーマのもとで、研究者は行政がどのような価値あるいは目標を追求すべきなのかといった問いに対する答えの導出に取り組んできた。その答えとして、行政が追求すべき価値を類型する研究、特定の価値の重要性を主張する研究が蓄積されてきた。たとえば、ギルバート (Gilbert, C. E.) による研究および行政倫理の研究がある。

ギルバードは行政の責任という言葉には12の価値が含まれると主張した。12の価値とは、応答性、柔軟性、一貫性、安定性、指導性、誠実さ、公正さ、有能さ、有効性、慎重さ、正当手続および説明可能性である (Gilbert 1959:375-78; 足立 1971:208-10)。ギルバートによる類型では、行政が追求すべき一般的かつ普遍的な責任の内容が列挙されている。ギルバートはそれぞれの価値を定義し、これらの価値の間で衝突が生じる可能性も指摘した。

また、行政倫理研究においても行政責任の内容に言及されている。行政倫理研究とは公務員による倫理的な行為とは何か、倫理的な行為をどのように実現するのかを検討する行政責任論における一研究領域である。そこでは、行政およびそこで働く公務員が追求すべき価値が提示されてきた。代表例として、フレデリクソン (Frederickson, H. G.) が提示した社会的公平 (social equity) およびローア (Rohr, J.) が提示した体制の価値 (regime values) がある。社会的公平とは既存の政治過程において不利な立場にいる少数派の政治的な影響力と経済的な豊かさを向上することで実現される価値である (Frederickson 1971:311, 2010)。他方で、体制の価値とはアメリカ合衆国憲法を構成する価値であり、判例においても繰り返しその重要性が言及されてきた自由、平等、財産権といった根本的な価値を意味する (Rohr 1989:68-69, 285)。

第二のテーマとして、行政責任を確保する方法に関する研究がある。行政責任論では行政の責任をどのように確保することが望ましいのかといった問いに答えを出すために、さまざまな概念が考案されてきた。山谷はそれらの概念を、レスポンシビリティ (responsibility) およびアカウントビリティ (accountability) として

表1 アカウンタビリティとレスポンスビリティ

	アカウンタビリティ	レスポンスビリティ
制度的／非制度的	制度的責任	非制度的責任
制裁の有無	責任を果たさなければ制裁	無いがあっても弱い
責任認識の主観／客観	客観的責任	主観的責任
責任確保手段の具体性	あらかじめ具体的に指定	抽象的
能動責任か受動責任か	他律的受動的責任	自律的能動的責任
責任の判定者の位置	外部の第三者	内部（自覚・個人の倫理観）

(出所) 山谷 2002 : 167 を参考に筆者作成

整理している¹。山谷清志によると、レスポンスビリティとアカウンタビリティは表1のように整理される。なお、後述のフリードリッヒ (Friedrich, C. J.) の責任概念がレスポンスビリティ、ファイナー (Finer, H.) の責任概念がアカウンタビリティのルーツになっている。

アカウンタビリティとは、国民あるいは議会による統制を通じた行政責任の確保を表す概念である。この責任は国民あるいは議会が自らの価値を行政に伝え、行政にその価値を実現させることで確保される。すなわち、アカウンタビリティは外部の第三者による統制の機会を担保する法令あるいは予算といった公式の制度が存在する行政活動の領域に対応する責任概念である。そこでは、国民あるいは議会といった行政外部の第三者が行政の責任範囲および責任を果たしたといえる水準を決定する。行政の側から見ると、アカウンタビリティは他律的かつ受動的な責任である (山谷 2002)。一般的に、行政が責任を果たせなかった場合の制裁は法令あるいは予算といった公式の制度に具体的に記載される。たとえば、国家公務員が国家公務員法第 82 条各号に掲げる事項に抵触した場合には、免職、停職、減給あるいは戒告といった制裁が与えられる。行政裁量の濫用による国民の被害を防ぐために、現実におけるアカウンタビリティ概念は多様化し、研究でもそうしたアカウンタビリティの多様化が整理されてきた。

レスポンスビリティとは、行政による自律的な活動を通じた責任確保の方法を表す概念である。この責任は行政組織が国民あるいは議会が

重視する価値を自らで判断し、それを実現することで確保される。この概念は法令あるいは予算などの制度的な統制が及ばない、あるいは統制の密度が十分ではない領域における行政の裁量的な活動に対する責任を確保する方法となる。そこでは、行政の内部において行政が責任を負う範囲および責任を果たしたといえる水準が主観的に決定される。したがって、責任を確保する手段は公務員あるいは行政組織のモラル、道徳、倫理といった抽象的な側面に頼らざるを得ない。そうである以上、責任を果たせなかった場合の制裁も道徳的な後悔といった弱い制裁になる可能性がある。これらの性質からレスポンスビリティは自律的かつ能動的責任であるといわれてきた (山谷 2002)。行政国家化による行政裁量の増大によって、政府の政策過程における行政のレスポンスビリティの重要性は拡大してきた (村松 1964)。

行政責任論の特徴は以上のように整理できる。行政責任論は行政の責任という規範的な側面を扱い、行政責任の内容および行政責任を確保する方法を研究してきた。次節では、アメリカおよび日本の行政学における行政責任論の確立の過程を概観する。

2.2 アメリカ行政学における行政責任論の確立²

行政責任論は 1930 年代のアメリカ行政学において誕生した。1930 年代のアメリカでは行政国家化が進行していた。行政国家とは、政府

¹ レスポンスビリティを自律的責任あるいは内在的責任、アカウンタビリティを他律的責任あるいは外在的責任と呼ぶ先行研究も存在するが、ここではレスポンスビリティおよびアカウンタビリティという名称を用いる。

² ここでのフリードリッヒとファイナーの論争の記述は、鏡による整理を参照している (鏡 2017 : 373-74)。

のなかで行政が立法および司法に比べて相対的に強力になった状態の国家を指す(辻 1966:3)。とくに、立法と行政の関係でいえば、行政組織が議会に対して議決すべき政策案を提示するといった形で指導力を発揮する(西尾勝 2001:32)。強力な行政の国民および議会に対する責任を確保する方法に関して、フリードリッヒとファイナーが論争(以下「F-F 論争」)を交わした。この論争によって行政責任論は確立し、発展していくことになる。

フリードリッヒは行政による自律的な責任概念を主張した。彼は行政国家化したアメリカ連邦政府における政策過程の観察を通じて、行政が政策の実施だけではなく、政策の形成においても自律的に活動していることを確認した(Friedrich 1940)。さらに、議会はこうした行政による政策の形成および実施を是認するだけの機関(rubber stamp)になっていると指摘した。フリードリッヒは行政による自律的な活動領域の拡大を不可避の現象と捉え、行政の自律的な活動に適した責任概念を考案した。それが機能的責任(functional responsibility)および政治的責任(political responsibility)である(*Ibid.*: 12-4)。機能的責任とは、専門家集団の間で共有された知識を考慮して活動する責任である。他方で、政治的責任とはコミュニティにおける多数派の意見を反映する責任である。フリードリッヒは公務員および行政組織が自律的な活動の過程において二つの責任を十分に考慮することで、行政の国民および議会に対する責任は確保されると主張した。

他方で、ファイナーはフリードリッヒの責任概念を厳しく批判し、議会による伝統的な行政責任確保の方法の重要性を強調した。ファイナーは、フリードリッヒの責任概念は行政による専制をもたらすと非難する(Finer 1941: 12)。ファイナーは行政国家のもとでも議会が「技術的に可能な限り詳細に」法案を制定し、行政を統制すべきであると主張する(*Ibid.*: 7)。ファイナーは高度な専門性を必要とする外交領域においても議会が行政組織を有効に統制した事例を紹介し、議会による行政統制の改善は可能であると指摘した(*Ibid.*: 17-9)。以上の考察から、

民主的な政府では議会による統制こそが中心であり、フリードリッヒのいう自律的な責任は議会による統制を補助する点においてのみ限定的に認められると結論付けられている(*Ibid.*: 25)。

この論争は、アメリカ行政学における行政責任論の成立の契機となった。まず、論争を通じて、行政国家において行政の責任を確保する方法が二つあることが明確となった。フリードリッヒの責任概念は、専門性を有する行政による迅速かつ有効な政策課題の解決を志向する。他方で、ファイナーの責任概念は議会制民主主義の下で国民および議会が政治の主役であり続けるための方針を示している。論争以降、さまざまな研究者が二つの責任概念を発展させていく形で行政責任論の研究は進められることになる。

西尾勝はアメリカ行政学におけるF-F論争以降の行政責任論の発展に言及するなかで、フリードリッヒの後継者を新しい行政学運動(New Public Administration Movement)に、ファイナーの後継者をトンプソン(Thompson, V.)に求めている(西尾勝 1990:360-61)。以下では、西尾勝の業績において簡潔に触れられるのみであった両後継者の主張を整理し、両者のさらなる後継者として行政倫理研究およびアカウンタビリティ研究を追記する形で、アメリカ行政学における行政責任論の展開を要約する。

まず、フリードリッヒの後継として、1960年代のアメリカ行政学で起こった新しい行政学運動(New Public Administration Movement)があげられている。新しい行政学運動とは、上述の社会的公平という価値を実現するための担い手として公務員を位置付け、行政学にはその公務員の活動を教育によって支える役割があると主張した運動である(Frederickson 1980: 4-12)。公務員を社会的な変化の担い手と位置づける研究を進めようとする点において、フリードリッヒの責任概念が継承されているといえる。また、クーパー(Cooper, T. L.)が指摘するように、この運動に参加した研究者はフリードリッヒと同様に行政外部による統制の不完全性を認識している(Cooper 2012: 153-56)。

さらに、新しい行政学運動の流れを引き継ぐ研究領域として行政倫理研究がある³。アメリカ

³ アメリカでは、行政倫理研究の成果を体系的に整理したすぐれた教科書がいくつも存在している(Cooper 2012; Lewis and Gilman 2012; Bowman and West 2015)。この段落の内容も、これらの教科書を参照している。

カ行政学では、行政倫理研究は公務員の養成と結びついた実践的な教育分野となっている。ここでは、公務員が考慮すべき価値を示す倫理綱領 (code of ethics) の検討、価値が対立している状況においてどのように意思決定すべきなのかを示す倫理的な意思決定モデル (ethical-decision making model) の開発といった公務員の実務への貢献を目標とする実践的な研究が進められてきた。公務員の自覚的かつ自律的な活動によって、より良い問題解決あるいは政府への信頼の維持を図る点において、行政倫理研究はフリードリッヒの責任概念を継承している。

対して、ファイナーの後継者としてはトンプソンがあげられている。トンプソンは行政組織による積極的な裁量の行使を否定する。トンプソンによると、行政組織とは所有者である国民が定めた目標を達成するための道具であり、規則と役割からなる機械のような人工システムである (Ibid.: 10, 17)。他方で、行政組織の構成要素が人間である以上、公務員は自らの活動における自由度の拡充あるいは目標形成への関与を試みる。その結果、行政組織の内部部局ごとに、公務員はインフォーマルな規範によって結びつけられた集団である自然システムを形成する (Ibid.: 15-6)。自然システムでは、その組織の政策対象となる集団に対する奉仕が強調される。内部部局は自然システムに基づいて特定の集団に対する費用の支出を増加させる方向で裁量を行使する。ここにおいて、特定の集団への奉仕が過剰になり、それが一般的な国民の期待を超える水準で行われるおそれが指摘される (Ibid.: 10-1)。トンプソンは、こうした事態を行政組織による国民の財産の「窃盗」であると厳しく批判する (Ibid.)。さらに、窃盗を防止するための行政組織に対する統制の重要性が強調される。こうしたトンプソンの視点は、上述のファイナーの問題意識に類似しているといえる。

さらに、ファイナーの後継にアカウントビリティ研究も位置付けられる。たとえば、ベーン (Behn, R. D.)、ボベンス (Bovens, M.)、ムルガン (Mulgan, R.) らによる研究がある (Behn

2001; Mulgan 2003; Bovens 2005)。アカウントビリティ研究では、確保する責任の内容に着目したアカウントビリティの類型化、NPMの普及による新しいアカウントビリティ概念の明確化、ガバナンスの進展による統制に基づく垂直的なアカウントビリティから協働に基づく水平的なアカウントビリティへの変化が考察されている⁴。さらに、現実の行政組織におけるアカウントビリティの問題を検討する研究もある (Romzek and Dubnick 1987; Koppell 2005)。

以上のような形で、アメリカ行政学において行政責任論が確立されてきた。それでは、日本の行政学では行政責任論がどのように受け止められ、発展したのだろうか。

2.3 日本の行政学における行政責任論の確立

日本の行政学では、戦後初期の段階においてフリードリッヒおよびファイナーの研究に言及する論文が公表されていた。これを受けて、行政責任論の先行研究が蓄積されていくことになる。

1951年の『年報政治学』において戦後初期の行政学を代表する辻清明および長浜政壽が官僚制と民主主義の關係に言及する際に行政責任論を参照にしている (辻 1951; 長浜 1951)。長浜はフリードリッヒおよびファイナーを引用せず、その影響を受けた複数のアメリカ行政学者による行政責任論の研究を紹介している (長浜 1951: 50-1)。他方で、辻はファイナーとフリードリッヒの両者に直接的に言及している。

辻は日本官僚制と民主主義の關係を考察する研究を公表した。辻の研究では日本官僚制を議論する前に、アメリカ行政学における官僚制と民主主義に関する三つの視点が紹介されている。すなわち、官僚制と民主主義が対立すると考える第一の立場、官僚制が民主主義あるいは自由の実現に重要であると考え第二の立場、マルクス主義的な第三の立場である (辻 1951: 53-8)。第一の立場にファイナーの名が、第二の立場にフリードリッヒの名が含まれている

⁴ アカウントビリティ研究における多様な研究成果は、オックスフォード・ハンドブックによってほとんど網羅されている (Bovens, Goodin, Schillemans 2014)。日本では、山本清がアカウントビリティ研究の展開を丹念に整理している (山本清 2013)。

る。さらに、辻はフリードリッヒが区別した内在的責任および外在的責任という概念を用いて日本の官僚制の責任がどのように確保されてきたかを批判的に検討している。戦後初期の日本行政学を代表する辻による行政責任論への言及は、その後の行政責任論の展開に影響を与えた。

辻の研究に続いて、日本の行政学では現在まで行政責任論の研究が蓄積されてきた。こうした先行研究は、その内容に応じて以下の六通りに大別できる。

第一に、フリードリッヒの責任概念に関する研究がある。戦前から、日本の政治学および行政学では日本の政府における政策の形成および実施の段階での行政の自律的な活動領域が広範であることが指摘されてきた。こうした日本の行政の責任を確保する方法を考案するために、フリードリッヒの責任論に対する考察が加えられてきた。代表的な成果としては、大森彌によるフリードリッヒが提示した機能的責任の内容に対する綿密な検討がある(大森 1970)。また、村松岐夫は自律的責任論の概念のなかには行政に異なる役割を期待する考え方が含まれていることを明確にしている(村松 1964)。

第二に、ファイナーの責任概念に着目する研究もある。ファイナーの責任概念は議会制民主主義における伝統的かつ基本的な責任確保の在り方を示している。日本の行政学では国会による行政統制が不十分であるという認識から、その改善方法を考えるための基礎作業としてファイナーの責任概念が研究された。たとえば、根岸毅は民主主義的官僚の概念を検討する研究においてファイナーを参照している(根岸 1967)。また、行政責任論争におけるファイナーの主張の意義を再検討した村松岐夫の研究もある(村松 1974)。

第三に、二つの責任概念を比較する研究がある。具体的には、F-F 論争を評価し、両者の責任概念を比較する研究がある(西尾勝 1990)。そして、F-F 論争以降のアメリカ行政学における行政責任論の展開を追跡し、追跡の成果をレスポンスビリティとアカウントビリティの概念整理に結実させた山谷の研究がある(山

谷 1991)。また、片岡寛光は行政責任をレスポンスビリティ、アカウントビリティおよびレスポンスビネス(responsiveness)に分類し、行政責任概念の問題および歴史的展開を論じている(片岡 1998)。西尾隆は行政責任論を行政の自律的な責任を議論する領域および行政の他律的な統制を議論する領域に分類し、それぞれの領域に含まれる先行研究を包括的に整理している(西尾隆 1995)。

第四に、行政倫理研究がある。原田三朗は、アメリカ行政倫理研究における実践的な教育の側面を中心としたレビューを行っている(原田三朗 2007)。また、山谷はアメリカ行政倫理研究の学説史および教育手法を整理している(山谷 1991)。さらに、鏡は行政倫理研究における法令に基づくアプローチおよび価値に基づくアプローチといった概念を用いて日本の公務員倫理制度の課題を指摘し、その解決の方針を提示している(鏡 2016)。

第五に、行政統制の技術に関する研究が存在する⁵。具体的には、風間規男および山谷の研究がある(山谷 1994; 風間 1995)。山谷は行政の実務において言及されているアカウントビリティ概念が手続から成果に比重を移していることを指摘し、それらの概念を検討している。風間の研究ではマジソニアンモデルの修正および組織の経済学理論などの参照による行政統制理論の復権の可能性が検討されている(風間 1995)。

第六に、現実の行政活動と行政責任の概念を関係づける試みがある。毎熊浩一はNPM(New Public Management)のスローガンにおいて想定されているレスポンスビリティおよびアカウントビリティの概念を抽出し、抽出した特殊な責任概念の妥当性をイギリスにおけるNPMの実践を検討することで確かめる一連の研究を実施した(毎熊 1998, 2002, 2003)。真山達志は橋下徹元大阪市長による大阪市政における行政責任の実態を観察している(真山 2017)。橋本圭多は、原子力政策における専門家のアカウントビリティを検討している(橋本 2012)。鏡はレスポンスビリティとアカウントビリティの概念か

⁵ 久保木匡介および小坂紀一郎も行政統制に関する研究を公表している(小坂 1998; 久保木 2016)。しかし、これらの研究はレスポンスビリティおよびアカウントビリティといった概念を用いずに具体的な統制の制度あるいは技術の在り方を検討するため、本稿では両研究を行政責任論の研究に位置づけない。

ら日本の行政改革における行政責任観の変遷の把握を試みている（鏡 2017）。

このように、行政責任論には質量ともに豊富な先行研究が存在する。加えて、行政学教育および日本行政学会を見ても行政責任論が定着している証拠を確認できる。

まず、行政学の教育において行政責任論の重要性に関する認識は共有されている。この根拠として、代表的な教科書において行政責任論が一つの章を割かれて記載されている事実をあげることができる。たとえば、西尾勝および村松による日本の行政学を代表する教科書では行政責任論に独立した章が充てられている（西尾勝 2001；村松 2001）。さらに、これらの教科書では F-F 論争、ギルバードによる行政責任のマトリクスへの言及といった記述の内容に関する一定程度の標準化が見られる。

つぎに、日本行政学会の学会誌である『年報行政研究』では 1998 年に「行政と責任」という特集が組まれている（日本行政学会編 1998）。この特集は、「行政責任の位相」および「分権・責任・自己決定」の二部から構成されている。このなかでも、第一部の「行政責任の位相」ではアメリカ行政責任論に基づく研究がいくつか記載されている。片岡寛光による多様な行政責任概念の包括的な整理、田中一昭による行政改革委員会におけるアカウンタビリティの言及のされ方の検討、小坂紀一郎による薬害エイズ問題を対象とした実践的な行政責任確保の方法に関する研究、西尾隆によるマクロおよびミクロの観点からの行政責任の確保に関する考察が載せられている。

このように、日本の行政学において行政責任論は確立した地位を有している。

3. 行政責任論における問題

行政責任論の先行研究には理論研究への偏重といった傾向がある。ここでは前章で整理した先行研究のほとんどが理論研究であることを確認し、理論研究への偏重が行政責任論の重要性に対する認識を低下させるおそれがあることを指摘する。

3.1 理論研究への偏重

行政責任論では、多様な関心のもとで研究が進められてきた。しかし、こうした多様な関心のほとんどは理論研究に基づくものである。

ここでいう、理論研究とは行政責任論における概念それ自体の考察を目的とする研究を意味する。上述のように、行政責任論では行政責任を確保する方法が中心的に研究されてきた。たとえば、レスポンスビリティおよびアカウンタビリティといった概念それ自体を考察の対象とし、その比較、整理および類型を目的とする研究は理論研究であるといえる。

日本の行政責任論の先行研究は一部を除き多くは理論研究に位置付けられる。この事実は、前章における先行研究の六つの類型を概観することで確認できる。

フリードリッヒの責任概念を対象とする第一の類型、ファイナーの責任概念を対象とする第二の類型、および責任概念の比較を試みる第三の類型に含まれるほとんどの研究は、その目的が概念それ自体の考察にとどまっている点において理論研究にほかならない。他方で、これらの類型に含まれる先行研究には、ほかの学問分野の理論や概念を用いて責任概念を洗練する研究も存在する（村松 1964, 1974）。また、学説史あるいは時代背景を整理することで責任概念に関する理解を深めようと試みる研究も存在する（西尾勝 1990；山谷 1991；西尾隆 1995；片岡 1998）。これらの研究も最終的な目標が概念の整理、比較、洗練にあることから、理論研究に分類できる。

第四の類型では理論研究ではなく、将来的な研究の土台となるレビューを目的とする研究が多い。原田三朗および山谷の研究がこうした研究の具体例である。両者の研究では考察よりも紹介や整理に重きが置かれている。したがって、理論研究への偏重という実態に影響を及ぼす研究ではない。他方で、鏡の研究では行政倫理研究における概念を用いて日本の公務員倫理制度の課題と解決策が検討されている。したがって、日本の行政倫理研究では鏡の研究のみが後述する行政責任論における事例研究に位置付けられる。

第五の類型における研究も、理論研究に基づいて実施されている。山谷および風間の研究は

ともに理論研究である。山谷の研究で言及されているアカウントビリティにおける手続きから成果への移行はきわめて示唆的であるが、研究自体は理論研究である。また、風間の研究も行政統制理論の洗練を目的とする点において理論研究に含められる。

第六の類型には、いくつかの事例研究が存在する。毎熊の一連の研究ではNPM型の行政責任概念が抽出され、イギリスにおける行政改革を通じてその妥当性が確認されている。この点から、毎熊の研究は事例研究であるといえる。さらに、真山の研究はギルバードの考案した行政統制の四つの類型に基づいて、橋下元大阪市長による大阪市政における行政責任の実態を把握している点において事例研究に含まれる。また、鏡の研究もレスポンスビリティおよびアカウントビリティを用いて日本の行政改革を担ってきた審議会の答申を読み解いている点で事例研究に位置づけられる。ただし、橋本の研究は原子力行政を研究するための行政責任論の概念整理にとどまる点で理論研究である。

以上、毎熊、真山および鏡による研究以外のほとんどの先行研究が理論研究に位置づけられることを確認した。先行研究のほとんどを理論研究が占めており、それとは異なる研究の方針が確立されていない現状を理論研究への偏重と定義できる。理論研究への偏重の理由の一つとして、行政責任論では責任または価値といった抽象的、規範的、多義的な概念が用いられるため、概念の明確化が重要課題であり続ける点を指摘できる。

3.2 理論研究への偏重がもたらす問題

上述のように、理論研究では概念が概念のまま研究される。社会科学において、概念とは複雑かつ雑多な社会の現実を特定の観点から整理あるいは把握するための道具である。社会の現実をより正確に理解するためには、より精緻な概念が必要となる。したがって、概念それ自体を考察の対象とし、その比較、整理および類型を目的とする理論研究が必要となる。このような観点から、理論研究は行政学だけではなく社会科学全体においても重要な研究の方針となる。

しかし、理論研究には限界がある。一般的に、

社会科学において、概念とはあくまでも社会的な事象を研究するための手段である。したがって、概念の妥当性あるいは有用性は対象とする社会的な事象をより適切に把握できるか否かで評価される。この観点から、概念それ自体の洗練のみを目的とする理論研究のみでは、その概念が実際に有用であるか、適切であるかを判断できないという限界を指摘できる。

この限界から、理論研究への偏重が引き起こすおそれのある二つの問題を指摘できる。

第一に、行政責任論の概念が不適切な方向で発展していくおそれがある。日本の行政責任論では理論研究の蓄積によって、概念が増加あるいは精緻化されてきた。たとえば、アメリカあるいはイギリスの行政学において考案された概念を紹介する研究の蓄積によって責任概念の種類の数は増加してきた。さらに、政治学、経済学あるいは組織論といったほかの研究領域における知見が反映されることで責任概念は精緻化されてきた。しかし、これらの新しい概念によって日本の行政の実態がどのように把握できるのかを考察した研究はあまり存在しない。概念は現実を研究する際に用いられる道具である。概念を現実に応用せずに、概念それ自体を研究するだけでは、過度の情報が概念に盛り込まれ、現実の把握に適さないほどの過剰に複雑な概念を構築してしまうおそれがある。また、理論研究のみでは現実における行政の変化を認識する機会が生じないため、行政の実務において新たに重視されるようになった責任の概念を見落としてしまうおそれがある。

第二に、行政学における行政責任論の重要性に対する認識が低下するおそれがある。上述のように、行政学のほとんどの研究領域では行政における実態の把握と実践的な提言に主要な関心がある。他方で、行政責任論は概念それ自体を研究する理論研究に偏重し、現実の行政に対する関心は薄い。このように、行政責任論は行政学におけるほかの研究領域とは異なる関心を有している。この違いが拡大するほど、多くの行政学者が研究を進める際に行政責任論の知見を参照にする機会が減少するおそれがある。研究で言及される機会が減り続けていくなれば、行政学における行政責任論の意義に対する認識も低下し続けていくであろう。

実際に、最近では行政責任論の研究の進展が

停滞しているかのような傾向がある。具体的には、研究の公表数が低下し、教科書においても言及されなくなっている。

たとえば、最近の教科書では行政責任論の項目が廃止あるいは縮小されている。近年、行政学における優れた教科書がいくつか刊行されている。たとえば、伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔による『はじめての行政学』、原田久による『行政学』、森田朗による『新版 現代の行政』が出版されている（伊藤・出雲・手塚 2016；原田久 2016；森田朗 2017）。これらの教科書では、かつての教科書と同じように行政責任論が独立した章において論じられていない。行政責任論は一つの段落のなかで簡潔に言及されるか、そもそも言及されないこともある。こうした事態は、行政学における行政責任論の重要性に対する認識の低下を表しているといえる。

本稿では、こうした行政責任論の重要性に対する認識の低下は望ましくないと考える。行政責任論は行政学における一研究領域として固有の意義を有している。冒頭で指摘したように、行政責任論はほかの行政学の研究領域よりも行政における価値および価値判断の側面を直接的に検討してきた。行政はどのような内容の責任を実現すべきか、行政の責任をどのように確保すべきかといった問いは、多くの行政学の研究に関係する重要な問いであろう。実際に、現実の行政の課題を指摘し、それに対する提言を行うには、何らかの規範的な観点に基づかなければならない。こうした行政の規範的な側面に正面から取り組んできた研究領域こそが行政責任論である。したがって、行政責任論は行政学における基盤的な研究としての役割をもつ。このような観点から、行政責任論の重要性に対する認識の低下には問題があるといえる。

そのため、行政責任論には理論研究とは異なる方針が必要となる。この方針には、上述の理論研究への偏重がもたらす問題の解決に資することが求められる。すなわち、行政責任論の概念の応用可能性を主要な目標とする方針である必要がある。また、行政の実態への関心に基づく方針である必要もある。

4. 行政責任論における事例研究

それでは、理論研究への偏重がもたらす問題を克服するために、行政責任論における事例研究の方針を示したい。以下では、行政責任論における事例研究の方針と可能性を提示し、鏡による実践例を検討する。

4.1 方針の明確化

事例研究とは、事例の質的な側面に着目する定性的研究の代表的な手法である。一般的には、定量研究に比べて少数の事例を対象に、観察、資料収集あるいはインタビューを通じて質的データを収集する研究手法が含まれる。事例研究は多様な目的から実施される（George and Bennett 2005: 74-6）。具体的には、特定の事例の正確な記述を目的とした研究もあれば、概念を用いて事例を検討することで、その概念の妥当性を確認することを目的とした研究もある。とくに、本稿では理論研究がもたらす問題を解決する方針として後者の事例研究に着目する。

行政責任論における事例研究は、行政責任論の概念あるいは考え方を用いて行政の実態を考察する研究になる。事例研究では行政責任論の概念を応用することから、その概念によって行政活動のどの側面をどのように把握できるのかが明確になる。すなわち、責任概念の応用可能性の評価も可能となる。さらに、行政責任論の概念から特定の行政活動における意義と課題を指摘する実践的な研究が可能となる。

とりあげられる事例としては、さまざまな行政活動が想定される。行政国家化した行政は、多様な活動を担う存在となった。また、行政の主体としては中央省庁における内閣、府省庁、内部部局、審議会、個々の国家公務員や地方自治体における首長、行政組織、地方公務員が対象となろう。さらに、公共的問題の解決におけるNPOあるいは民間企業の役割の比重が高まっている現状では、行政それ自体が単体で担う活動だけでなく行政がさまざまな程度において関与する活動も事例になるであろう。こうした事例における責任の内容および責任を確保する方法の実態に関する研究は行政責任論における伝統的な概念の改善につながると考えられる。

行政責任論における事例研究の方向性は、上述の二つの研究テーマと同一であると考えられる。第一に、行政責任の内容に関する事例研究がある。たとえば、特定の価値から現実の行政活動を批判的に検討する研究、あるいは特定の行政活動のなかでどのような価値が重視されているのかを調査を通じて明らかにする研究が含まれる。第二に、責任確保の方法に関する事例研究がある。このテーマの下で、特定の行政活動において二つの責任概念がどのように考慮されてきたのかを明確にする研究などが実施されるであろう。

行政責任論における事例研究の意義は、理論研究に偏重している日本の行政責任論の問題の解決に貢献するところにある。前章において二つの問題を明確にした。それぞれの問題に対して、事例研究は有効な解決策となる。

第一に、理論研究の方向性が明確になる。日本の行政責任論は理論研究に偏重することで、その概念を用いて行政の実態が適切に把握できるのかを確認してこなかった。事例研究によって、この問題が解決される。研究における概念の応用を通じて、研究者の設定した問いに対して行政責任論の概念がどの程度まで有効であったのかを評価できる。評価を通じて、その概念の意義と限界が明確になり、限界を補うための概念の修正が理論研究に求められることになる。このように、事例研究を通じて、理論研究に健全かつ的確な研究の方向性が付与されることになる。

第二に、行政学における行政責任論の意義が再確認される。理論研究への偏重によって、行政学と行政責任論との間の溝が深まるおそれを指摘した。この溝が行政責任論の停滞の一因となっているおそれがある。この問題に対しても、事例研究が有効となる。事例研究は定義の通り、行政の実態の把握に関心を有する研究方針である。その成果は、行政学におけるほかの研究領域においても参照されうる具体的かつ実践的な知見となるであろう。したがって、事例研究によって行政責任論の概念の使い方あるいは考え方が行政学におけるほかの研究領域に浸透する可能性がある。

行政責任論における事例研究の方針は、以上のように整理できる。こうした事例研究の実践例として、鏡による行政改革を対象とした研究

がある。この研究の成果を確認することで、事例研究の内容をより明確にしたい。

4.2 実践例の検討

鏡はレスポンスビリティおよびアカウンタビリティを用いて、日本において大規模な行政改革を担った審議会が行政の責任をどのように考えてきたのかを概観している（鏡 2017）。鏡の研究は行政責任論における事例研究の典型例である。以下では、鏡の研究を整理することを通じて、前節で示した方針をより明確にしたい。なお、鏡の研究を選出した理由は、先行研究における事例研究のなかでも鏡の研究のみが理論研究への偏重を問題視していることに求められる。

鏡は研究の冒頭で、従来の行政責任論が理論研究に偏重している点を指摘し、行政責任論の概念を用いて行政の実態を把握する「応用研究」を実施する必要性を主張する（*Ibid.*: 371-73）。そして、行政責任論の概念を用いて日本の行政改革における行政責任観の変遷を把握する試みを提示している。応用研究という名称が用いられているものの、鏡の研究は上述の行政責任論における事例研究と同様の問題意識を有していると指摘できる。

事例は、日本において大規模な行政改革を担ってきた審議会の答申である。審議会としては、1960年代に「行政の近代化・合理化」を目標とする答申を提出した第一次臨時行政調査会（以下「第一臨調」）、1980年代に「増税なき財政再建」を実現する行政改革を構想した第二次臨時行政調査会（以下「第二臨調」）、1990年代に「『この国のかたち』の再構築」というスローガンを掲げて中央省庁再編等の改革の実行を主張した行政改革会議（以下「行革会議」）が取り上げられている。これらの審議会が提出した最終答申が研究の対象になっている。

事例研究を通じて、レスポンスビリティおよびアカウンタビリティの有用性が確認されている。ただし、審議会の答申における行政責任観を包括的に把握するために、二つの責任概念に修正が加えられている（*Ibid.*: 374-76）。たとえば、それぞれの責任概念を拡充する改革の方向性が定義のなかに追加されている。また、レスポンスビリティが能力としてのレスポンスビリ

ティと範囲としてのレスポンスビリティに分類されている。前者は、行政が社会的な問題を自律的かつ能動的に解決する能力を意味する。後者は行政が社会的な問題の解決に責任を負う範囲を意味する。

こうした枠組みに基づいて、鏡は日本の行政改革における行政責任観の変遷を把握した(*Ibid.*: 384-85)。経済成長により歳入が増加しながらもインフラが不足していた時代に設置された第一臨調では、行政による積極的な社会的問題の解決を肯定する提言が出された。その提言は、二つの意味のレスポンスビリティを拡充する方向性を有していた。他方で、石油ショックを原因とする歳入減少の時代に設置された第二臨調の提言は能力としてのレスポンスビリティの向上を志向するが、範囲としてのレスポンスビリティの縮小を求めるものであった。最後に、薬害エイズや阪神淡路大震災といった行政の失敗、公務員による不祥事が続発していた時期に設置された行革会議では、国民および議会が行政を統制するためにアカウントビリティの導入を求める提言があった。

このように、鏡による研究は行政責任論における事例研究の典型例として整理できる。

さらに、この実践例に基づいて、行政責任論における事例研究を進めるにあたって留意すべき三つの教訓を提示したい。

第一に、事例に応じて既存の行政責任論の概念や考え方を修正する必要がある。実際に、鏡は二つの責任概念の定義を修正している。たとえば、それぞれの責任概念を拡充する改革の条件を定義に追記している。この修正によって、どのような改革がレスポンスビリティまたはアカウントビリティの拡充につながるのかが明確になり、審議会の答申における個別の改革に関する提言を行政責任論の観点から把握することが可能となっている。事例となる行政活動が多様であることから、特定の事例をより適切に把握するための概念の修正は、不可欠であるといえる。ただし、事例研究の主要な目的が先行研究において洗練されてきた概念の応用可能性の確認にある以上、概念の過剰な修正はその目的の実現を損ねるおそれがある。

第二に、事例を戦略的に選定する必要がある。鏡の研究では、戦後から現在までの大規模な行政改革を主導してきた審議会の答申が事例と

なっている。実際に、第一臨調、第二臨調、行革会議の答申は時代ごとの行政の実践および研究に強い影響を与えたといえる。こうした事例を選択することが、事例研究を進めるにあたって戦略的に必要になる。なぜならば、事例研究の目標は行政学における行政責任論の重要性に対する認識の普及にあるからである。この目標を実現するためには、多くの行政学者が関心を抱くような行政活動を事例にする必要がある。こうした事例として、新しい政策の制定過程、大規模な行政改革、行政組織の設置改廃といった社会的および学術的な関心を広くあつめる行政活動が考えられる。

第三に、研究成果は行政の実態の把握に資するものである必要がある。行政責任論の意義に対する認識を普及させるには、その概念あるいは考え方が行政学におけるほかの研究領域においても有用であることを示すという方法が考えられる。上述のように、行政学におけるほとんどの研究領域は行政の実証的な側面に関心をもつ。したがって、行政責任論における事例研究でも行政の実態の把握に資する成果の産出が求められる。鏡の研究は、この要請を考慮している。そこでは、第一臨調、第二臨調、行革会議といった審議会の答申における提言の意味が行政責任論の概念によって解釈されている。さらに、それぞれの審議会が特定の行政責任観をとった理由を当時の行政を取り巻く環境から説明している。行政の実態を把握するという関心に基づいて研究成果を整理する姿勢によって、行政責任論における事例研究は自らの目標を果たすことができると考えられる。

以上、行政責任論における事例研究の構想を示し、鏡の研究を用いて具体的な説明を行った。本章における議論から、理論研究の問題を解決する試みとして、行政責任論における事例研究は有用であると考えられる。

5. おわりに

本稿では理論研究への偏重が引き起こす問題を指摘し、その問題を解決するために、行政責任論における事例研究の方針を提示した。

第2章では、行政責任論の特徴とその確立の過程を概観した。行政責任論は行政学における

ほかの研究領域に比べ、価値および責任といった規範的な側面に強い関心を有するという特徴を指摘した。こうした行政責任論の成立および確立の過程を、アメリカ行政学および日本の行政学を対象に概観した。

第3章では行政責任論における理論研究への偏重を指摘し、それがもたらす問題を明確にした。そこでは概念はあくまでも社会的な現実を整理する手段であるため、概念それ自体を研究する理論研究には限界があると指摘した。さらに、理論研究への偏重は行政学における行政責任論の重要性に対する認識を低下させるおそれがあることを説明した。

第4章では理論研究への偏重から生じる問題を克服するために、行政責任論における事例研究の方針を提示した。この方針に基づく研究の蓄積によって、行政責任論の概念の有用性が評価されてこなかったという問題および行政責任論の重要性に対する認識の低下といった問題が解決できることを確認した。さらに、鏡による実践例の検討を通じて、行政責任論における事例研究の内容をより明確にし、それを実施する際に留意すべき三つの点を説明した。

本稿には、二つの意義がある。第一に、理論研究への偏重を指摘したことである。行政責任論の先行研究では行政責任論という研究領域全体が抱える問題が十分に検討されてこなかった。したがって、行政責任論の先行研究の概観から、理論研究への偏重とそれがもたらす問題を指摘したことには意義があると考えられる。

第二に、理論研究への偏重を克服するために行政責任論における事例研究という方針を提示したところに意義がある。本稿では、理論研究とは対照的な研究の方針である事例研究を提示した。さらに、それが理論研究への偏重がもたらす問題の解決につながる方針であることを明確にした。問題を指摘するだけではなく、その解決策を提示した点に、この研究の実践的な意義があると考えられる。

しかし、この研究はあくまでも行政責任論における事例研究の方針を明確にしたに過ぎない。鏡による実践例に続いて、多様な行政活動を対象に事例研究の成果を蓄積していく必要がある。

参考文献

【日本語文献】

- 足立忠夫 (1971) 『行政学』 日本評論社。
 伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔 (2016) 『はじめての行政学』 有斐閣。
 大森彌 (1970) 「行政における機能的責任と『グラス・ルーツ』参加 (一)」 『国家学会雑誌』 83 (1・2)、17-99。
 鏡圭佑 (2016) 「日本における公務員倫理の課題—法令の遵守から自律的な判断へ」 『同志社政策科学院生論集』 5、11-25。
 鏡圭佑 (2017) 「行政改革と行政責任—日本における行政責任観の変遷」 『同志社政策科学研究』 19 (1)、371-86。
 風間規男 (1995) 「行政統制理論の復権」 『年報行政研究』 30、107-25。
 片岡寛光 (1998) 「行政責任の位相」 『年報行政研究』 33、1-26。
 久保木匡介 (2016) 「英国における学校評価システム—NPM型行政統制の構造と陥穽」 『年報行政研究』 51、68-86。
 小坂紀一郎 (1998) 「行政責任の明確化と行政学の責任」 『年報行政研究』 33、41-62。
 佐藤竺 (1983) 「序」 行政管理研究センター (編) 『行政責任の明確化に関する調査研究報告書』 1-2、行政管理庁。
 曾我謙悟 (2013) 『行政学』 有斐閣。
 辻清明 (1951) 「日本官僚制とデモクラシー」 『年報政治学』 2、52-66。
 辻清明 (1966) 『行政学概論 (上巻)』 東京大学出版会。
 長浜政壽 (1951) 「現代官僚制とデモクラシー」 『年報政治学』 2、42-51。
 西尾隆 (1995) 「行政統制と行政責任」 西尾勝・村松岐夫 (編) 『講座行政学 第6巻—市民と行政』 267-308、有斐閣。
 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』 東京大学出版会。
 西尾勝 (2001) 『行政学』 新版、有斐閣。
 日本行政学会 (編) (1998) 『行政と責任』 ぎょうせい。
 根岸毅 (1967) 「民主的官僚の概念」 『法学研究』 40 (4)、22-96。
 橋本圭多 (2012) 「政策過程における行政責任論の諸相—原子力政策をめぐる専門家のアカウンタビリティ」 『公共政策研究』 12、106-15。
 原田三朗 (2007) 『公務員倫理講義—信頼される行政のために』 ぎょうせい。
 原田久 (2016) 『行政学』 法律文化社。
 毎熊浩一 (1998) 「NPM型行政責任試論—監査とその陥穽に着目して」 『季刊行政管理研究』 81、67-79。
 毎熊浩一 (2002) 「NPM型行政責任再論—市場式アカウンタビリティとレスポンスビリティの矛盾」 『会計検査研究』 25、103-17。
 毎熊浩一 (2003) 「NPM型行政責任再々論—管理式アカウンタビリティとレスポンスビリティの止揚」 『島大法学』 45 (4)、117-46。
 真山達志 (2017) 「ポピュリズムの時代における自治体職員の行政責任」 『年報行政研究』 52、27-47。
 村松岐夫 (1964) 「行政学における責任論の課題」 『法学論叢』 75 (1)、57-95。
 村松岐夫 (1974) 「行政学における責任論の課題—再論」 『法学論叢』 95 (4)、1-36。
 村松岐夫 (2001) 『行政学教科書—現代行政の政治分析』 第2版、有斐閣。
 森田朗 (2017) 『新版 現代の行政』 第一法規株式会社。
 山本清 (2013) 『アカウンタビリティを考える—どうして「説明責任」になったのか』 NTT出版。
 山谷清志 (1991) 「行政責任論における統制と倫理—学説史的考察として」 『修道法学』 13 (1)、141-98。
 山谷清志 (1994) 「行政統制の理論—もう一つのアプローチ」 『法学新報』 100 (5・6)、203-30。
 山谷清志 (2002) 「行政の評価と統制」 福田耕治・真淵勝・縣公一郎 (編) 『行政の新展開』 145-81、法律文化社。

【外国語文献】

- Behn, R. D. (2001) *Rethinking Democratic Accountability*, Brookings Institution Press.
- Bovens, M. (2005) Public Accountability. In E. Ferlie, L. E. Lynn Jr., and C. Pollitt (eds.) *The Oxford Handbook of Public Management*, 182-208, Oxford University Press.
- Bovens, M., Goodin, R. E., and Schillemans, T. (eds.) (2014) *The Oxford Handbook of Public Accountability*, Oxford University Press.
- Bowman, J. S., and West, J. P. (2015) *Public Service Ethics: Individual and Institutional Responsibilities*, SAGE Publications Inc.
- Cooper, T. L. (2012) *The Responsible Administrator: An Approach to Ethics for the Administrative Role*, Sixth Edition, Jossey-Bass.
- Finer, H. (1941) Administrative Responsibility in Democratic Government. *Public Administration Review*, 1(4), 335-50. Reprinted In W. M. Bruce (ed.) (2001) *Classics of Administrative Ethics*, 5-26, Westview Press.
- Frederickson, H. G. (1971) New Public Administration. In Marini Frank (ed.) *Toward a New Public Administration: The Minnowbrook Perspective*, 309-31, Chandler Pub.
- Frederickson, H. G. (1980) *New Public Administration*, University of Alabama Press.
- Frederickson, H. G. (2010) *Social Equity and Public Administration: Origins, Developments, and Applications*, Routledge.
- Friedrich, C. J. (1940) Public Policy and the Nature of Administrative Responsibility. In C. J. Friedrich, and E. S. Mason (eds.) *Public Policy I*, 3-24, Harvard University Press.
- George, A. L. and Bennett, A. (2005) *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences*, The MIT Press. (= 2013、泉川泰博訳『社会科学のケース・スタディ－理論形成のための定性的手法』勁草書房。)
- Gilbert, C. E. (1959) The Framework of Administrative Responsibility. *The Journal of Politics*, 21(3), 373-407.
- Koppell, J. G. S. (2005) Pathologies of Accountability: ICANN and the Challenge of “Multiple Accountabilities Disorder”. *Public Administration Review*, 65(1), 94-108.
- Lewis, C. W., and Gilman, S. C. (2012) *The Ethics Challenge in Public Service: A Problem-Solving Guide*, Third Edition, Jossey-Bass.
- Mulgan, R. (2003) *Holding Power to Account: Accountability in Modern Democracies*, Palgrave.
- Rohr, J. (1989) *Ethics for Bureaucrats: An Essay on Law and Values*, Second Edition, Marcel Dekker.
- Romzek, B. S., and Dubnick, M. J. (1987) Accountability in the Public Sector: Lessons from the Challenger Tragedy. *Public Administration Review*, 47(3), 227-38.
- Thompson, V. A. (1975) *Without Sympathy or Enthusiasm: The Problem of Administrative Compassion*, The University of Alabama Press.